

Q3. 正社員との労働条件の違い等、聞きたいことがいろいろあるのに誰に聞いたらいいかわかりません。

A3. 遠慮せず聞きましょう。事業主は説明することが義務になっています（パートタイム労働法第13条）。

パート労働者が説明を求めたことを理由に、事業主はそのパート労働者に不利益な取扱い（例えば減給、契約更新拒否など）をしないよう法令（パートタイム労働指針）で定められていますので安心してください。

なお、パート労働者を常時10人以上雇用する事業所では、パート労働者の労働条件等の相談に責任を持って対応できるよう「短時間雇用管理者」の選任に努めることとされています（パートタイム労働法第15条）。また、短時間雇用管理者の選任している事業所では、パート労働者に短時間雇用管理者の氏名を周知するよう努めることとされています（パートタイム労働指針）。

短時間雇用管理者が選任されていない場合は、事業所の人事労務担当部課長や、支店・工場であれば支店長・工場長等に説明を求めて確認しましょう。